

# 学則・規程



## 学則・規程

- 順天堂大学大学院学則
- 順天堂大学学位規程
- 順天堂大学大学院医療看護学研究科規程
- 順天堂大学看護系大学院研究科及び学部に係る研究等に関する 倫理委員会規程
- 順天堂大学大学院研究スタッフに関する規程
- 順天堂大学大学院協力研究員規程
- 順天堂大学大学院医療看護学研究科 博士前期課程科目等履修生規程

※掲載しているのは令和3年3月時点のものとなります。  
最新版は順天堂大学学内専用ページに掲載しておりますのでご確認ください。

# 順天堂大学大学院学則

[ 昭和34年4月1日 規第34—1号 ]  
改正 令和3年4月1日

## 第1節 総則

第1条 順天堂大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学、スポーツ健康科学及び医療看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的及び使命とする。

2 本大学院は、研究科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別に定める。

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、内部質保証について必要な体制をとり、本大学院における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行い、改善・向上に努めるものとする。

2 本大学院の内部質保証に関し必要な体制については、別に定める。

第2条 本大学院に博士課程、前期課程と後期課程を含む博士課程及び修士課程を置く。

2 博士課程及び博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

## 第2節 組織

第3条 本大学院に、医学研究科、スポーツ健康科学研究科及び医療看護学研究科を置く。

2 医学研究科長は医学部長が、スポーツ健康科学研究科長はスポーツ健康科学部長が、また医療看護学研究科長は医療看護学部長が兼ねるものとし、場合によりこれを分けることができるものとする。

第4条 各研究科には、それぞれ次の課程及び専攻を置く。

研究科	課程	専攻
医学研究科	修士課程	医科学専攻
	博士課程	医学専攻
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程(修士課程)	スポーツ健康科学専攻
	博士後期課程(博士課程)	
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻
	博士後期課程	

### 第3節 入学定員及び収容定員

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

研究科		入学定員	収容定員
医学研究科	修士課程	60名	120名
	博士課程	180名	720名
	合計	240名	840名
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	61名	122名
	博士後期課程	10名	30名
	合計	71名	152名
医療看護学研究科	博士前期課程	25名	50名
	博士後期課程	10名	30名
	合計	35名	80名

### 第4節 在学年限及び在学期間

第6条 本大学院の在学年限は、次の通りとする。ただし、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て学長の許可を得た場合には、次の通り在学年限を延長することができる。

研究科		在学年限	延長許可時の在学年限
医学研究科	修士課程	2年	4年
	博士課程	4年	8年
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
医療看護学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年

- 2 医学研究科修士課程の在学年限は、前項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 医学研究科博士課程の在学年限は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 博士前期課程における在学年限は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 博士後期課程における在学年限は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

### 第5節 授業科目・系及び履修方法

第7条 医学研究科修士課程医科学専攻における授業科目は、順天堂大学大学院医学研究科規程の定めるところによる。

- 2 医学研究科博士課程医学専攻における専攻系は次の通りとし、授業科目は、順天堂大学大学院医学研究科規程の定めるところによる。

専攻	系
医学専攻	環境と人間 人体の生命機能 人体の再生・再建 寄付講座

3 スポーツ健康科学研究科及び医療看護学研究科における授業科目は、順天堂大学大学院各研究科規程の定めるところによる。

第8条 授業科目・系の履修方法及び修了要件は、次の通りとする。

- (1) 医学研究科修士課程においては、必修科目16単位、選択科目14単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
  - (2) 医学研究科博士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、独創的研究に基づく学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。副科目及び選択科目の履修については、あらかじめ主科目担当教授の指導を受けなければならない。
  - (3) スポーツ健康科学研究科博士前期課程においては、必修科目12単位、選択科目18単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
  - (4) スポーツ健康科学研究科博士後期課程においては、必修科目8単位、選択科目2単位以上、合計10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
  - (5) 医療看護学研究科博士前期課程においては、共通科目から必修4単位を含み8単位以上、専門科目から10単位以上及び演習・研究指導から必修4単位を含み8単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は課題研究論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
  - (6) 医療看護学研究科博士後期課程においては、必修14単位、専門科目から4単位以上、合計18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- 2 その他履修方法の細目は、別に定める。
  - 3 研究科において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他研究科又は他の大学院の許可を得て、学生に当該研究科又は他の大学院の授業科目を履修させることができる。
  - 4 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学の大学院において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することがある。外国の大学において修学する期間は原則1年を限度とし、在学年数に算入する。ただし、医学研究科博士課程については原則2年間を上限として在学年数に算入することがある。
  - 5 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。
  - 6 第4項に定めるもののほか、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において授業科目を履修し取得した単位を、研究科における相当する授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。
  - 7 第3項から第6項の規定により履修した科目について修得した単位は、研究科の定めるところにより、10単位を超えない範囲で、研究科における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
  - 8 他の大学院の授業科目履修に関する細目は、各研究科において定める。

第9条 教育職員免許法第5条第1項別表第1の定めによる中学校教諭の専修免許状又は高等学校教諭の専修免許状授与申請に必要な単位の修得については、別に定める。

#### 第6節 課程修了の認定

第10条 各授業科目履修の認定は、筆答又は口頭試問あるいは研究報告等により、学期〔前期・後期〕末又は学年末に、担当教員が行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

第11条 各授業科目の成績は、合格及び不合格の2種とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により、次の試験期に受験することができる。

第12条 (削除)

第13条 博士又は修士の学位論文の審査及び最終試験に関しては、別に定める。

#### 第7節 学位

第14条 本大学院の各研究科において各課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、その課程に応じ次の学位を授与する。

医学研究科	修士課程	修士（医科学）
	博士課程	博士（医学）
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	修士（スポーツ健康科学）
	博士後期課程	博士（スポーツ健康科学）
医療看護学研究科	博士前期課程	修士（看護学）
	博士後期課程	博士（看護学）

第15条 前条の規定により博士の学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し同様に広い学識を有することを試問により各研究科委員会において確認された者に対しても、博士の学位を授与することができる。

第16条 学位に関する必要事項は、別に定める。

#### 第8節 入学、休学、復学、退学、除籍及び転学

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

第18条 医学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

- 2 医学研究科博士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 学校教育法に定める大学の医学、歯学又は獣医学の課程を卒業した者
  - (2) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
  - (3) 文部科学大臣の指定した者
  - (4) 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - (5) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- 3 スポーツ健康科学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 文部科学大臣の指定した者
  - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 4 スポーツ健康科学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 修士の学位を有する者
  - (2) 学校教育法施行規則第156条により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりである。
    - ア 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
    - イ 文部科学大臣の指定した者
    - ウ 本大学院が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 5 医療看護学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 学校教育法に定める大学の看護学又は保健学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項により学士（看護学又は保健学）の学位を授与された者
  - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（最終の課程は看護学又は保健学）
  - (4) 文部科学大臣の指定した者（最終の課程は看護学又は保健学）
  - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学の看護学又は保健学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 6 医療看護学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 修士の学位を有する者
  - (2) 学校教育法第104条第4項により修士の学位を授与された者
  - (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 文部科学大臣の指定した者
  - (5) 本大学院が個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達した者

第19条 学長は、入学志願者に対しては、学力試験等を行い、選考の上、研究科委員会の意見を聞いた上で、入学を許可する。

2 前項の選抜方法時期等については、その都度定める。

第20条 入学を許可された者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び第9節に定める学費を納めなければならない。この手続きを行わないときは、入学許可を取り消すことがある。



第21条 病気その他やむを得ない事由により、学習することができない場合は、その事由を具し、保証人連署の上、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て学長の許可を得た場合は、当該学期又は学年の終りまで休学することができる。

第22条 休学期間が満了した場合、又は休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

第23条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、更に1年以内を限って、その期間を延長することができる。休学期間は、在学年数に算入しない。

第24条 学長は、特に必要と認めた者には、休学を命ずることがある。

第25条 学生が退学しようとするときは、その事由を具し、保証人連署の上、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 病気その他の理由により成業の見込のないと認められる者
- (3) 第6条による在学年限を超えた者
- (4) 第23条による休学期間を超え、(3)項の在学期間を超えた者
- (5) 学費その他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

第27条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、その事由を具し、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第28条 他の大学の大学院学生が、本大学院に転学しようとするときは、当該学長の紹介状を付し、転学願を提出しなければならない。

2 前項の場合は、欠員あるときに限り、選考の上許可することがある。

第29条 病気による休学、復学又は退学の願いでの際は、原則として、本学教員（医師）の作成した診断書を添付しなければならない。

#### 第9節 学費及び手数料

第30条 学生は、授業料を4月1日から4月30日までに納入しなければならない。ただし、事情により次のとおり分納することができる。

- 第1期 4月1日から4月30日までに半額以上
- 第2期 9月1日から9月30日までに残額

2 本大学院における学費及び手数料は、次のとおりとする。

区分	医学研究科	スポーツ健康 科学研究科	医療看護学 研究科	備考
1 入学検定料	20,000円	30,000円	30,000円	
2 入学金	200,000円	200,000円	200,000円	
3 授業料	400,000円	550,000円	550,000円	年額。 事情により減免する。
4 実験実習費	150,000円	50,000円	50,000円	年額（医学研究科医科学専攻 は施設設備費とする。）
5 論文審査手数料	50,000円	50,000円	50,000円	第14条該当論文の手数料
6 論文審査料	200,000円	200,000円	200,000円	第15条該当論文の審査料
7 諸証明手数料	別に定める。			

#### 第10節 特別聴講学生、科目等履修生及び特別研究学生

第31条 他の大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生として許可することがある。

- 2 特別聴講学生については、聴講登録料は徴収しない。
- 3 特別聴講学生は、次の聴講料を前納しなければならない。
  - (1) 講義・演習科目は、1単位につき 金3,000円
  - (2) 実習・実技科目は、1単位につき 金8,000円
- 4 特別聴講学生の取扱に関する細目は、各研究科において定める。

第32条 医学研究科修士課程若しくは博士課程、スポーツ健康科学研究科博士前期課程又は医療看護学研究科博士前期課程の授業科目中、一科目又は数科目を選んで単位修得（但し、10単位を限度とする。）を志望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

- 2 科目等履修生は次のとおり入学検定料、入学金及び授業料を前納しなければならない。但し、本学学部在学学生は全額免除とする。
  - (1) 入学検定料 出願時に 金30,000円
  - (2) 入学金 入学時に 金50,000円（但し、本学卒業生は半額免除）
  - (3) 授業料 1単位につき 金20,000円
- 3 科目等履修生の細目については別に定めるところによる。

第33条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、特別研究学生として許可することがある。

- 2 特別研究学生の取扱に関する細目は、各研究科において定める。

#### 第11節 教員組織

第34条 研究科における授業及び指導は、本大学院の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。ただし、必要に応じ名誉教授、特任教授、客員教授、客員准教授及び非常勤講師を委嘱することができる。

## 第12節 運営組織

- 第35条 本大学院の管理運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会を、研究科に属する学事管理を行うため、それぞれに研究科委員会をおく。
- 2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) その他、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの
- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

第36条 大学院委員会は、学長、研究科長及び研究科委員若干名をもって組織する。

第37条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本大学院の組織運営に関する事項
- (2) 学長からの諮問事項
- (3) その他本大学院に関する重要事項

第38条 研究科委員会は、研究科長及び研究科の主科目を担当する教授をもって組織する。ただし、研究科委員会の議を経て、他の教授を特に加えることができる。

第39条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入学・休学・復学・退学・除籍・転学及び賞罰に関する事項
- (2) 試験に関する事項
- (3) 学位論文審査に関する事項
- (4) 学科課程に関する事項
- (5) その他研究科の学事に関する事項

第40条 研究科長は研究科委員会で審議された事項を学長に報告し、学長の決裁を経て必要な事項を公表する。

第41条 本節に定める事項の細目については、別に定める。

## 第13節 学則の改廃

第42条 この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係研究科の研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関して必要な事項は、順天堂大学学則を準用する。
- 2 この学則は、昭和34年4月1日から施行する。

<中略>

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める医学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学研究科  
修士課程

令和3年度

100名

# 順天堂大学学位規程

[ 昭和35年12月1日 規第34—13号 ]  
改正 令和3年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)並びに順天堂大学(以下「本学」という。)学則第5条及び順天堂大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第16条の規定に基づき、本学において授与する学位、論文審査及び試験の方法その他学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

## (学位授与の要件)

第3条 本学の各学部において、学則各学部規定に定める基準に合格した者に対し、次の学位を授与する。

医学部	学士(医学)
スポーツ健康科学部	学士(スポーツ健康科学)
医療看護学部	学士(看護学)
保健看護学部	学士(看護学)
国際教養学部	学士(国際教養学)
保健医療学部	学士(理学療法学、放射線技術学)

2 本大学院の各研究科において、各課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、その課程に応じ、次の学位を授与する。

医学研究科	修士(医科学)	
	博士(医学)	
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	修士(スポーツ健康科学)
	博士後期課程	博士(スポーツ健康科学)
医療看護学研究科	博士前期課程	修士(看護学)
	博士後期課程	博士(看護学)

3 前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ前項の課程による所定の専攻科目について所定の単位以上を修得した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者に、各研究科に係る博士の学位を授与する。

## (博士課程・博士後期課程における学位論文の提出)

第4条 医学研究科に3年以上在学し、所定の専攻科目について30単位以上取得した者は、学位論文を提出することができる。

2 スポーツ健康科学研究科又は医療看護学研究科博士後期課程に2年以上在学し、所定の専攻科目についてスポーツ健康科学研究科は10単位以上、医療看護学研究科は18単位以上修得した者は、学位論文を提出することができる。

3 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は各研究科委員会において定める。

4 学位論文は、論文審査願に論文目録、論文要旨、履歴書及び別に定める審査手数料を添えて、各研究科長に提出するものとする。

5 学位論文は、原則として1篇とする。この場合、I報、II報等のように分けて掲載されたものを併せて提出することができる。また、参考として他の論文を添付することができる。

(修士課程及び博士前期課程による者の学位論文の提出)

第5条 学位論文は、論文審査願に論文要旨及び別に定める審査手数料を添えて、各研究科長に提出するものとする。

2 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は各研究科委員会において定める。

(学位論文及び審査手数料の返付)

第6条 一旦受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

(学位論文の審査)

第7条 研究科長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会に、その審査を付託するものとする。

(審査委員)

第8条 研究科委員会は、学位論文ごとに研究科委員会委員から学位論文審査委員(以下「審査委員」という。)3人以上を定める。

2 審査委員には、必要に応じ、前項に定める者のほか、研究科委員会委員以外の本学大学院専任教員、又は他の大学の大学院、若しくは研究所等の教員等をあてることができる。

(審査委員の職責)

第9条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行う。ただし、論文審査の結果、著しく不備なる場合には、最終試験を行わないことがある。

(最終試験)

第10条 本大学院の課程による者の最終試験は、所定の単位を修得し、学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第11条 学位論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、当該学年末までに終了しなければならない。ただし、博士論文の場合は、1年以内とすることができる。

(審査委員の報告)

第12条 審査委員は、学位論文審査及び最終試験を終了したときは、論文審査の要旨及び最終試験の成績を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第13条 研究科委員会は前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会委員(海外出張中及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 前項の議決は、無記名投票により行う。

4 研究科委員会は、必要に応じ、第8条第2項の規定により委嘱した審査委員を出席させ、その意見を徴することができる。

(研究科長の報告)

第14条 研究科委員会が前条の議決を行ったときは、研究科長は学位論文に論文審査の要旨、最終試験の成績及び議決の結果を添えて、学長に報告しなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請及び受理)

第15条 第3条第3項の規定により学位論文を提出して博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨、履歴書、研究歴証明書及び別に定める審査手数料を添え、学長に提出するものとする。

2 本大学院の博士課程を退学した者が論文を提出しようとするときは、前項の規定によるものとする。

3 学位論文の受理は、各研究科委員会に付託し、その議に従って学長が決定する。

(課程を経ない者の論文審査)

第16条 受理された学位論文の審査、試験及び試問等は、各研究科委員会に付託するものとする。

(課程を経ない者の試験)

第17条 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(課程を経ない者の試問)

第18条 第3条第3項に規定する試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究を指導する能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語については、各研究科委員会において特別の理由があると認めた場合を除き、英語を課するものとする。ただし、英語を母国語としない外国人については英語又は日本語を、英語を母国語とする外国人については日本語をそれぞれ課すものとする。

2 前項の試問は、第8条に定める審査委員が行う。

3 課程を経ない者が論文提出の前に各研究科委員会が行う外国語試験に合格している場合は、本条第1項の試験のうち、その外国語に関する試問を免除することができる。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

第19条 第3条第3項による学位授与の申請、審査及び試験に関しては、第4条第4項、第6条、第8条、第9条及び第11条から第14条までの規定を準用する。

2 本条の準用規定において、「最終試験」とあるのは「試験」と読み替えるものとする。

3 試験又は試問を経ないで、学位を授与できない者と決定したときは、第14条の規定にかかわらず、試験の成績又は試問の成績を添付することを要しない。

(学位の授与)

第20条 学長は第14条の報告に基づいて、第3条第2項による者については、課程の修了の可否を、第3条第3項による者については、その論文の可否を決定し、学位を授与すべき者に所定の学位記を交付し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(報告及び審査要旨の公表)

第21条 学長は前条により博士の学位を授与したときは、3月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出すると共に、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を「順天堂大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）」に登録し公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第22条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文をリポジトリに登録し公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に、すでに公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の議を経た後、研究科長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
  - 3 前2項の規定により公表する場合は、その学位論文に「順天堂大学審査学位論文(博士)」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第23条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは次の通り明記する。

- 修士(医科学)(順天堂大学)
- 博士(医学)(順天堂大学)
- 修士(スポーツ健康科学)(順天堂大学)
- 博士(スポーツ健康科学)(順天堂大学)
- 修士(看護学)(順天堂大学)
- 博士(看護学)(順天堂大学)

(学位の取消)

第24条 本学の博士又は修士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は研究科委員会の議決を経て、すでに授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
  - (2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為を行ったとき。
- 2 研究科委員会において、前項の議決を行う場合は、第13条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類)

第25条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別に定める。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、学長においてあらかじめ関係学部の教授会及び大学協議会、又は関係研究科の研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

<中略>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本改正は令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

# 順天堂大学大学院医療看護学研究科規程

[ 平成19年12月1日 規第平19-16号 ]  
改正 令和3年4月1日

## (目 的)

- 第1条 この規程は、順天堂大学大学院学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、医療看護学研究科（以下「研究科」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 研究科では、学是である「仁」の精神に基づき、国内外を問わず多様な場で社会貢献できる高度な看護実践能力をもち、看護学のあり方を探求することのできる人材の養成を目的とする。
- (1) 博士前期課程では、環境の変化に対応でき科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を発揮できる看護専門職者、看護学の成立基盤を基に看護学分野の新たな方法論の開発や展開ができる教育者・研究者を志向する人材を育成する。
- (2) 博士後期課程では、看護学を探究できる能力を有し、研究成果に基づいた質の高い医療・看護を人々に提供できる判断力と実践能力を身に付けた看護専門職者の教育を行うための教育者・研究者及び科学的視点を持った高度実践看護職者を育成する。

## (入学試験等)

- 第2条 入学試験の選抜方法及び時期については、医療看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において定め、あらかじめ発表する。

## (入学手続等)

- 第3条 入学を許可された者の行う入学手続の細目は、研究科委員会において定める。

## (領域、授業科目等及び履修方法)

- 第4条 研究科における領域及び授業科目は、別表1（博士前期課程）及び別表2（博士後期課程）のとおりとする。
- 2 授業科目の履修は、単位制による。1単位とは、半年間15週を標準として、講義及び演習については毎週1時間、実習については毎週3時間の学習・研究を行うことをいう。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士前期課程における特別研究及び課題研究については別表1、博士後期課程における看護学特別研究については別表2にそれぞれ定める単位を与える。
- 4 学生は、入学後2週間以内に、専攻する分野一つを定め、その研究指導教員の指導を受けて、研究方針及び選択する授業科目を決定し、別に定める様式をもって医療看護学研究科長（以下「研究科長」という。）に届けなければならない。
- 5 研究指導教員は、学生が履修した科目の単位認定を、各授業科目担当教員の報告に基づき実施し、認定単位数及びその成績を別に定める様式により研究科長に報告しなければならない。
- 6 試験は、授業の完了した授業科目について、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目担当教員は、平素の成績又は報告書をもって試験に代えることができる。

## (学期等)

- 第5条 学年は、4月に始まり翌年3月に終わる。
- 2 学年は、次の学期に分ける。
- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 3 定期休業日及び臨時休業日については、本学学則の規定を準用する。



(学位論文等学位審査)

第6条 本学において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位に関する事項は、本学学位規程による。

(再入学)

第7条 学則第25条の規定により退学を許可された者が、再入学を希望して申請するときは、学長は、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

(休学中の学費の減免)

第8条 学則第21条又は第24条の規定により、休学を許可され、あるいは命じられた期間の授業料、実験実習費については、本人からの願い出により、研究科委員会の審議を経て、学長において減免することがある。

(諸証明手数料)

第9条 諸証明手数料については、別に定める本学証明書等交付手数料規程を準用する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

<中略>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1(博士前期課程)

科目 区分	授業科目	配当 年次	単位数		授業形態			適用
			必修	選択	講義	演習	実習	
共通科目	看護学研究方法論	1	2		○			必修4単位、選択4単位以上を修得 ※衛生・公衆衛生合同ゼミナール等、特に指定する他の研究科での開講科目
	応用統計学	1	2		○			
	看護理論特論	1・2		2	○			
	看護倫理特論	1・2		2	○			
	コンサルテーション論	1・2		2	○			
	家族関係論	1・2		2	○			
	看護行政政策論	1・2		2	○			
	国際保健論	1・2		2	○			
	高度先端医療・医科学特論	1・2		2	○			
	保健医療連携特論	1・2		2	○			
	福祉特論	1・2		2	○			
	医療情報論	1・2		2	○			
	機能病態学特論	1・2		2	○			
	健康科学特論	1・2		2	○			
	医療経済特論	1・2		2	○			
	臨床薬理学	1・2		2	○			
	医療英語	1・2		2	○			
医療看護学特別講義※	1・2		2	○				
リサーチ トピックス - M	1-2		2		○			
専門科目	看護教育学特論Ⅰ(基礎・継続教育)	1・2		2	○			10単位以上を修得
	看護教育学特論Ⅱ(CNS)	1・2		2	○			
	看護技術開発学特論	1・2		2	○			
	看護管理学特論Ⅰ(看護管理論)	1・2		2	○			
	看護管理学特論Ⅱ(人的資源管理論)	1・2		2	○			
	フィジカルアセスメント特論	1・2		2	○			
	慢性看護学特論Ⅰ(慢性看護論)	1・2		2	○			
	慢性看護学特論Ⅱ(慢性看護支援論A)	1・2		2	○			
	慢性看護学特論Ⅲ(慢性看護支援論B)	1・2		2	○			
	慢性看護学特論Ⅳ(慢性看護システム論)	1・2		2	○			
	慢性看護学特論Ⅴ(慢性看護病態・治療論)	1・2		2	○			
	慢性看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)	1		2			○	
	慢性看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)	2		2			○	
	慢性看護学実習Ⅲ(統合実習)	2		6			○	
	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅰ(ウイメンズヘルス概論)	1・2		2	○			
	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅱ(周産期ケア概論)	1・2		2	○			
	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅲ(ウイメンズヘルスケア概論)	1・2		2	○			
	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅳ(女性のヘルスプロモーション)	1・2		2	○			
	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅴ(ウイメンズヘルスケアシステム論)	1・2		2	○			
	ウイメンズヘルス看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)	2		2			○	
	ウイメンズヘルス看護学実習Ⅱ(女性の健康問題支援実習)	2		4			○	
	ウイメンズヘルス看護学実習Ⅲ(統合実習)	2		4			○	
	小児看護学特論Ⅰ(小児看護対象論)	1・2		2	○			
	小児看護学特論Ⅱ(小児サポートシステム論)	1・2		2	○			
	小児看護学特論Ⅲ(小児援助方法論)	1・2		2	○			
	小児看護学特論Ⅳ(小児高度看護実践論)	1・2		2	○			
	小児看護学特論Ⅴ(小児疾病病態論)	1・2		2	○			
	小児看護学実習Ⅰ(CNS役割・機能実習)	1		2			○	
	小児看護学実習Ⅱ(小児診断・治療実習)	2		2			○	
	小児看護学実習Ⅲ(統合実習)	2		6			○	
	地域看護学特論Ⅰ(公衆衛生看護学原論)	1・2		2	○			
	地域看護学特論Ⅱ(公衆衛生看護学活動論)	1・2		2	○			
	在宅看護学特論Ⅰ(在宅ケアマネジメント論)	1・2		2	○			
	在宅看護学特論Ⅱ(在宅看護アセスメント論)	1・2		2	○			
	在宅看護学特論Ⅲ(在宅看護援助論)	1・2		2	○			
	在宅看護学特論Ⅳ(在宅医療ケア論)	1・2		2	○			
在宅看護学特論Ⅴ(訪問看護管理論)	1・2		2	○				
在宅看護学実習Ⅰ(在宅ケアマネジメント実習)	2		2			○		
在宅看護学実習Ⅱ(在宅高度実践看護実習)	2		6			○		
在宅看護学実習Ⅲ(訪問看護管理実習)	2		2			○		
精神看護学特論Ⅰ(精神医療福祉論)	1・2		2	○				
精神看護学特論Ⅱ(精神評価方法論)	1・2		2	○				
精神看護学特論Ⅲ(治療方法論)	1・2		2	○				
精神看護学特論Ⅳ(援助支援論)	1・2		2	○				

	精神看護学特論Ⅴ(リエゾン精神看護論)	1・2		2	○			
	精神看護学実習Ⅰ(役割実習)	2		1			○	
	精神看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)	2		2			○	
	精神看護学実習Ⅲ(統合実習)	2		7			○	
	がん看護学特論Ⅰ(がん病態看護論)	1・2		2	○			
	がん看護学特論Ⅱ(がん看護理論)	1・2		2	○			
	がん看護学特論Ⅲ(がん看護援助論)	1・2		2	○			
	がん看護学特論Ⅳ(がん薬物療法看護論)	1・2		2	○			
	がん看護学特論Ⅴ(がん緩和ケア論)	1・2		2				
	がん看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)	1		2			○	
	がん看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)	2		2			○	
	がん看護学実習Ⅲ(統合実習)	2		6			○	
	感染看護学特論Ⅰ(感染症制御論)	1・2		2	○			
	感染看護学特論Ⅱ(感染予防・マネジメント論)	1・2		2	○			
	感染看護学特論Ⅲ(感染症診断・病態論)	1・2		2	○			
	感染看護学特論Ⅳ(感染症看護支援論)	1・2		2	○			
	感染看護学特論Ⅴ(感染症制御システム論)	1・2		2	○			
	感染看護学実習Ⅰ(感染看護高度実践/感染対策実習)	2		6			○	
	感染看護学実習Ⅱ(感染症診断実習)	2		2			○	
	感染看護学実習Ⅲ(地域感染予防実習)	2		2			○	
	高齢者看護学特論Ⅰ(高齢者看護学原論)	1・2		2	○			
	高齢者看護学特論Ⅱ(アセスメント論)	1・2		2	○			
	高齢者看護学特論Ⅲ(支援システム論)	1・2		2	○			
	高齢者看護学特論Ⅳ(急性期ケア論)	1・2		2	○			
	高齢者看護学特論Ⅴ(認知症看護論)	1・2		2	○			
	高齢者看護学実習Ⅰ(認知症看護実習)	2		6			○	
	高齢者看護学実習Ⅱ(急性期看護実習)	2		4			○	
	クリティカルケア看護学特論Ⅰ(対象論)	1・2		2	○			
	クリティカルケア看護学特論Ⅱ(アセスメント論)	1・2		2	○			
	クリティカルケア看護学特論Ⅲ(治療管理論)	1・2		2	○			
	クリティカルケア看護学特論Ⅳ(看護援助論A)	1・2		2	○			
	クリティカルケア看護学特論Ⅴ(看護援助論B)	1・2		2	○			
	クリティカルケア看護学実習Ⅰ(実践演習)	1		2			○	
	クリティカルケア看護学実習Ⅱ(統合実習)	2		8			○	
研究指導	演習	1	4				○	
	特別研究	1-2		6			○	必修4単位、選択4単位以上を修得
	課題研究	1-2		4			○	

別表2(博士後期課程)

科目区分	授業科目	配当 年次	単位数		授業形態			適用
			必修	選択	講義	演習	実習	
共通 科目	看護学研究論	1前	2		○			
	国際コミュニケーション	1・2後		2	○			
	看護と医学・スポーツ健康科学	1・2通		2	○			
	リサーチ トピックス - D	1-2通		2		○		
専門 科目	看護教育学特論	1・2前		2	○			4単位以上選択
	看護管理システム特論	1・2前		2	○			
	感染制御看護学特論	1・2前		2	○			
	臨床病態看護支援特論	1・2前		2	○			
	小児看護支援開発特論	1・2前		2	○			
	慢性看護支援開発特論	1・2前		2	○			
	高齢者看護支援開発特論	1・2前		2	○			
	ウィメンズヘルス看護支援開発特論	1・2前		2	○			
	地域看護システム特論	1・2前		2	○			
	メンタルヘルス看護支援開発特論	1・2前		2	○			
	在宅看護支援開発特論	1・2前		2	○			
がん・クリティカルケア看護支援開発特論	1・2前		2	○				
研究指導	演習	看護学演習	1後	2			○	
	看護学特別研究		1-3通	10			○	

# 順天堂大学看護系大学院研究科及び学部に係る研究等に関する 倫理委員会規程

[ 平成16年11月1日 規第平16—7号 ]  
改正 平成25年11月1日

## (趣旨)

第1条 看護学等研究は、人間としての尊厳を維持し健康で幸福であることを願う人間の普遍的なニーズに応え、人々の健康な生活の実現に貢献することを使命としている。この使命達成のための順天堂大学大学院医療看護学研究科、医療看護学部及び保健看護学部（以下「看護系大学院・学部」という。）における研究は、看護学、医学その他いかなる分野の研究においても人間の尊厳に十分配慮し、安全性と人権の擁護を慎重かつ厳重に確認しなければならない。看護系大学院・学部の研究者が行う「人を直接対象とした研究等」については、「ヘルシンキ宣言」、「看護研究のための倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」及び「臨床研究に関する倫理指針」に則るとともに、この規程に基づいて行うものとする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範」第1条（研究者の定義）に定めるものをいう。  
2 この規程において「研究等」とは、研究者が行う看護学、医学その他の分野の研究であって、個人の基本的権利を侵害するおそれのある研究もしくは調査または成果の公表をいう。

## (研究等の申請)

第3条 看護系大学院・学部の研究者が研究等を行うときは、あらかじめ別に定める申請書を当該研究者の所属する研究科又は学部の長に提出しなければならない。

## (勧告)

第4条 看護系大学院・学部の長（以下「部門長」という。）は、前条によらず研究等を行う研究者があると認めたときは、当該研究者に対し、この規程に基づき実施するように勧告することができる。  
2 前項の勧告にかかわらず、研究等を行う研究者があるときは、部門長は、当該研究者に対し、これを停止するよう命ずることができる。

## (研究等倫理委員会)

第5条 部門長は、研究者から部門長に申請（以下「申請」という。）される研究等の内容について、部門長の諮問に応じ審査し、その結果を答申する機関として医療看護学研究科及び医療看護学部においては医療看護学研究科・医療看護学部研究等倫理委員会、保健看護学部においては保健看護学部研究等倫理委員会（以下これらを「委員会」という。）を置く。

## (委員会組織)

第6条 各委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。  
(1) 医療看護学研究科及び医療看護学部においては、研究科委員会及び教授会構成員のうちから、研究科委員会及び教授会で協議の上推挙する者3人以内。但し、1人は教授とする。又、保健看護学部においては教授会構成員のうちから3人以内。但し、1人は教授とする。  
(2) 医学部又は大学院医学研究科教授のうちから1人  
(3) 倫理・法律を含む人文・社会科学分野の学識経験者で学外者2人以内

- 2 委員は男女両性を含むものとし、部門長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは補充し、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。
- 5 委員会に委員長を置き、第1項に定める委員のうちから互選する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (委員会の開催)

第7条 委員会は、部門長からの諮問に応じ、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、前条第1項第3号の委員のうちから少なくとも1人の出席がなければ開催することができない。
- 3 研究等の申請を行った者(以下「申請者」という。)は、委員長が必要と認めたときは、当該委員会に出席し、申請内容について説明し、意見を述べることができる。ただし、申請者が委員の場合は、当該審査に加わることができない。

#### (審査上の観点)

第8条 委員会は、申請内容を審査するに当たっては、次の各号に掲げる事項について、特に留意して審査を行わなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人及び必要な場合には、その家族等関係者の人権の保護
- (2) 研究等の対象となる個人及び必要な場合には、その家族等関係者に対し、当該研究等を行うことについて十分な理解を求め、同意を得る方法
- (3) 研究等によって個人及びその家族等関係者に生じる不利益並びに学問の進歩に対する貢献の度合

#### (審査の判定)

第9条 委員会の申請内容の審査の判定は、出席委員の合意によるものとする。

- 2 審査の判定結果は、次の各号に掲げるもののいずれかとし、速やかに文書をもって研究者の所属する部門長へ答申するものとする。
  - (1) 申請は、この規程に定める研究等に該当しない。
  - (2) 申請を承認する。
  - (3) 申請は、条件付きをもって承認する。
  - (4) 申請内容について変更を勧告する。
  - (5) 申請は、不承認とする。
- 3 審査の判定結果には、前項第1号又は第2号に該当する場合を除き、その理由を付さなければならない。
- 4 審査の経過及び判定結果は、文書をもって10年間記録・保存するものとする。

#### (専門委員)

第10条 申請の内容審査に当たっては、専門の事項を調査・検討するために、委員会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、委員長の上申に基づき、部門長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、専門の事項の調査・検討の終了時までとする。ただし、中途において委嘱を解くことができる。
- 4 専門委員は、委員会が必要と認めたときは、委員会に出席し、調査・検討事項について説明・報告し、委員会の協議に加わることができる。ただし、専門委員は、審査の判定に加わることができない。

(迅速審査手続)

第11条 委員長は、申請書の内容が次の各号の一に該当する場合は、迅速審査により判定を行うことができるものとする。

- (1) 研究計画の軽微な変更であると判断したもの
  - (2) 既に委員会において承認されている研究と典型的に同視できるとみなされるもの
  - (3) 共同研究であって、すでに主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究を分担研究機関として実施するもの
- 2 前項の迅速審査は、委員長及び委員長が指名する1人の委員により行う。
- 3 委員長は、迅速審査による判定をしたときは、その旨を委員に通知するものとする。
- 4 委員長は、委員から異議の申出があった場合、迅速審査を行った委員と申出の扱いについて協議を行うものとする。
- 5 委員長は、前項の協議の結果、異議申出に相当の理由があると認めるときは、速やかに委員会を開催して審査するものとする。

(審査結果の通知)

第12条 部門長は、第9条による審査の判定結果の答申に基づき、別に定める通知書をもって申請者に審査結果を通知するものとする。

- 2 前項の通知内容に対して異議のある申請者は、「異議申立書」を部門長に提出できるものとする。その際には異議申立ての根拠となる資料を添付するものとする。

(研究等の記録及び報告)

第13条 研究者は、前条の通知に基づき研究等を行うときは、当該研究等の目的、方法、結果及び第8条第1号から第3号までの事項について文書をもって記録するものとする。

(研究等の変更)

第14条 研究者は、第12条の通知に基づく研究等の内容を変更するときは、別に定める変更申請書をもって、あらかじめ部門長に申請するものとする。

(研究等実施状況報告)

第15条 申請者は、承認された研究の実施状況について、部門長に年1回以上「看護研究等実施状況報告書」以下「報告書」という。)を提出し報告するものとする。

- 2 部門長は、申請者から報告書を受領したときは、その写しを委員会に送付するものとする。

(実施中の研究に対する意見等)

第16条 委員会は、部門長に対し、前条に規定する実施状況報告書に基づき実施中の研究に関して、その研究計画の変更、中止、その他必要と認める意見を述べるることができるものとする。

(研究計画の変更又は中止命令等)

第17条 部門長は、第15条第1項の報告に基づき、研究が適切に実施されていないと認められるときは、委員会の意見を聞いた上で、当該申請者に対し、研究計画の変更又は中止、その他必要な措置を命ずることができる。

(研究の終了)

第18条 申請者は、研究が終了したときは、別に定める「看護研究等終了報告書」を部門長に提出するものとする。

(公開に関する事項)

第19条 部門長は、委員会組織に関する事項並びに審査の経過及び判定結果に関する議事の内容について公開するものとする。ただし、個人のプライバシー、研究の独創性及び知的財産権の保護等に支障が生じる恐れのある場合はその事由を付して非公開とすることができる。

(庶務)

第20条 委員会の庶務は、医療看護学研究科および医療看護学部においては浦安キャンパス事務室、保健看護学部においては三島キャンパス事務室が行う。

(細則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に際し必要な事項は、部門長が別に定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、研究科委員会及び教授会に諮り、理事会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

[規程第3条に定める申請書：A4縦]

### 研究等倫理審査申請書

年月日提出

順天堂大学大学院医療看護学研究科長 殿

申請者  
所属  
職名  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

※受付番号			
		指導者印	
審査対象	1. 実施計画	2. 研究成果の公表	
審査種類	1. 通常審査	2. 迅速審査	

以下の書類の提出にもとづき倫理審査を申請いたします。

1. 倫理審査申請書（本書類）
2. 研究計画書（審査に必要な部分のみ）
3. 研究協力施設や対象者への研究協力依頼書および同意書
4. その他審査に必要な書類（質問紙など）
5. APRINe ラーニングプログラム（CITI JAPAN）の修了証（順天堂大学医療看護学研究科カリキュラム修了証）
6. 迅速審査の場合、他研究機関の倫理審査委員会の審査結果の写し

1. 研究題目		
2. 共同研究者 所属 職名 氏名		
3. 研究等の概要（下記の各項目について簡潔に記述する）		
研究目的		
研究デザイン		
研究対象	対象の数	[約 ] 人 [約 ] 施設
	対象の特性	
	対象の種類	<input type="checkbox"/> 専門職 ( ) <input type="checkbox"/> 非専門職 ( )



	健康状態	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 健康障害あり ( )
	年齢	<input type="checkbox"/> 小児年齢 ( ) <input type="checkbox"/> 成人年齢 ( ) <input type="checkbox"/> 高齢者年齢 ( ) <input type="checkbox"/> その他・特定できない場合など ( )
	判断能力 自己決定力	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 ( )
研究 方法	データ収集方法と データの種類	<input type="checkbox"/> 質問紙調査 ( ) <input type="checkbox"/> インタビュー ( ) <input type="checkbox"/> 参加観察 ( ) <input type="checkbox"/> 身体的計測 ( ) <input type="checkbox"/> 診療録等の閲覧 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	データ収集場所	<input type="checkbox"/> 病院・施設 <input type="checkbox"/> 研究対象者の自宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 非該当
	研究期間	年月日～年月日
	データ収集予定期間	年月日～年月日
	身体的侵襲の有無	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> なし ありの場合 ( ) 内に具体的な内容を記載すること
	精神的負担の有無	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> なし ありの場合 ( ) 内に具体的な内容を記載すること
	対象者の 拘束時間	
4. 倫理的配慮		
研究 への 理解 と 同意 を 得る 手続き	研究協力施設の許可を得る手続き	
	研究対象者の同意を得る手続き	
安全性の保障	研究協力に伴うリスクと対応 (身体的・精神的・社会的・経済的・時間的負担・臨床研究保険の加入等)	

	研究者の研究遂行能力	
	対象者の問い合わせ方法と対応	
任意性の保障	対象者の選定方法と研究協力の依頼方法	
	強制力が働かないようにするための配慮	
	途中辞退の保障	
プライバシー・匿名性・個人情報の保護	データ収集時の配慮	
	データ分析時の配慮	
	データの管理方法 (保管, 情報流出防止, 破棄等における配慮)	
	研究成果公表時の配慮	
謝礼の有無と内容	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> なし	
研究資金		
利益相反の有無	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> なし	
対象への研究成果還元方法と配慮		
その他倫理的配慮 (上記以外にこの研究において特に倫理的配慮を必要とすることがあれば記載すること)		
承認の際の証明書の要否	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	

別紙○

20\*\*年\*\*月\*\*日

施設名(例:順天堂○○病院)  
施設長(例:院長 ○○○殿)

順天堂大学大学院医療看護学研究科  
研究科長 植木 純

研究協力について(依頼)

(前文 例:)

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、当大学院の教育研究にあたりましては、ご高配、ご協力賜り感謝申し上げます。

今年度、貴○○病院におきまして、下記大学院生が研究実施を希望しておりますので、ご許可くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 研究課題

「・・・・・・・・・・・・・・・・」

2. 研究者氏名

研究者 △△△△ (順天堂大学大学院医療看護学研究科)

指導教員 □□□□ (順天堂大学大学院医療看護学研究科・職位)

3. 研究目的・方法

(例)

1) 調査1：既存資料からのデータ化と分析

・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・

2) 調査2：インタビュー

・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・

調査1～2を整理し、・・・・・・・・により分析する。

4. 研究期間(調査期間)

○年○月○日～○年○月○日 (○年○月○日～○年○月○日)

5. 倫理的配慮

順天堂大学大学院医療看護学研究科研究等倫理委員会の審査(○年○月○日)により承認を得た。(別添)

添付資料：研究計画書・研究等倫理審査結果通知書

【お問い合わせ先】

研究者：△△△△

所属：順天堂大学大学院医療看護学研究科 看護学専攻 博士○○課程 ○○○分野

住所：〒279-0023 千葉県浦安市高洲 2-5-1

e-mail：●●●@juntendo.ac.jp

(電話番号は研究専用の携帯電話番号等がある場合は記載をしてください。)

指導教員：□□□□

所属：順天堂大学大学院医療看護学研究科 ○○○分野 職位

住所：〒279-0023 千葉県浦安市高洲 2-5-1

電話番号：指導教員の研究室直通番号を記載してください。

e-mail：●●●@juntendo.ac.jp

**注意**

\*上記の項目は必ず明記の上、例は参考にとどめ研究デザインに応じて記入してください。

別紙○

年 月 日

施設名(例:○○病院)

施設長 (例:院長 ○○○殿)

順天堂大学大学院医療看護学研究科

博士○○課程 ○年 大学院生氏名

## 研究依頼および説明書

(前文 例:)

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私は順天堂大学大学院医療看護学研究科 博士○○課程で○○看護学を学んでいる○○と申します。今回「研究課題名を書く」という研究へご協力いただきたくご連絡いたしました。本研究は、(簡潔に研究の意義を述べる)。具体的な内容は、下記のとおりです。

ご多用中恐れ入りますが、なにとぞご高配くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 研究課題

「・・・・・・・・」

#### 2. 研究者氏名

研究者 △△△△ (順天堂大学大学院医療看護学研究科)

指導教員 □□□□ (順天堂大学大学院医療看護学研究科・職位)

#### 3. ご依頼内容

- 1) 本研究は、貴施設の○○患者様へのインタビューを○○外来において実施させていただきたく、ご許可のほどお願いいたします。
- 2) 調査にあたって、○○外来にポスターを掲示させていただきたくお願いいたします。
- 3) 研究対象者のプライバシーを配慮するために、インタビュー場所は、貴施設の○○室をお借りしたいと思います。また、どなたが協力して下さったかは、お伝えすることができませんので、よろしくお願いいたします。
- 4) 研究に同意していただける場合は、同意書にご署名頂き、○月○日までに研究者へご返送をお願いいたします。また、○月○日までであれば、一度同意された後でも撤回可能です。
- 5) その他、・・・・。

#### 4. 研究期間 (データ収集期間)

○年○月○日～○年○月○日 (○年○月○日～○年○月○日)

#### 5. 調査方法

- 1) 研究対象者は、全部で○名ですが、貴施設には○名の方にご協力をお願いいたします。
- 2) インタビュー内容  
○○の治療を受けておられる方に、○○の関わりについて語っていただきます。
- 3) 分析方法  
○○の方法に基づいて分析します。

- 4) 研究対象者の方から研究者へ、メールまたは電話でご連絡をいただきます。
- 5) インタビュー当日は、研究の趣旨説明を行い、・・・同意書にサインをいただきます。  
インタビューは、〇分程度の半構造化インタビューを行います。

## 6. 倫理的配慮

順天堂大学大学院医療看護学研究科研究等倫理委員会の審査（〇年〇月〇日）により承認を得ております。（別添）

- 1) 本研究への協力は、貴院・研究対象者の自由意思によるものです。ご協力頂けない場合でも、貴院にご迷惑や不利益が生じることはございません。
- 2) データの保存は、鍵のかかる保管庫で厳重に管理します。なお、研究データは10年間保存し、その後・・・・・・・・破棄します。
- 3) 結果公表について、学位論文として発表させていただきます。また、学会発表、学会誌への発表を計画しています。その際には、個人が特定されるような情報は使用しないことを約束します。
- 4) その他に貴施設のご希望される方法がございましたら、その方法に従います。

## 7. その他

- ・研究協力いただいた研究対象者には謝礼として1000円のクオカードを進呈します。

### 添付資料：研究計画書・研究等倫理審査結果通知書

なおご不明なことがございましたら、下記までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

研究者：△△△△

所属：順天堂大学大学院医療看護学研究科 看護学専攻 博士〇〇課程 〇〇〇分野

住所：〒279-0023 千葉県浦安市高洲 2-5-1

e-mail：●●●@juntendo.ac.jp

（電話番号は研究専用の携帯電話番号等がある場合のみ記載可）

指導教員：□□□□

所属：順天堂大学大学院医療看護学研究科 〇〇〇分野 職位

住所：〒279-0023 千葉県浦安市高洲 2-5-1

電話番号：指導教員の研究室直通番号を記載してください。

e-mail：●●●@juntendo.ac.jp

#### 注意

\*上記の項目は必ず明記の上、例は参考にとどめ研究デザインに応じて記入してください。

順天堂大学大学院医療看護学研究科  
(研究者名) 殿

同 意 書

私は「・・・病棟における・・・」について、研究者より文書および口頭で説明を受け、下記の内容について理解し、この研究に参加・協力することに同意します。

記

1. 研究の目的
2. 協力の内容
3. 協力しない場合に不利益を受けないこと
4. 同意した場合でもこれを撤回できること
5. 個人情報の保護について
6. 結果の公表について
7. その他 ( ) ※追記する項目がない場合は削除してください。  
(必要に応じて項目の文言の変更・追加・削除をしてください。  
説明書と同意書の項目順番を対応させてください。)

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

(下記は、必要に応じて追加してください)  
説明者

署名 \_\_\_\_\_

順天堂大学医療看護学研究科

(研究者名) 殿

(調査対象者の所属長宛に同意書が必要な場合)

## 同 意 書

私共は「・・・病棟における・・・」について、研究者より文書および口頭で説明を受け、下記の内容について理解し、この研究に参加・協力することに同意します。

### 記

1. 研究の目的
2. 協力の内容
3. 協力しない場合に不利益を受けないこと
4. 同意した場合でもこれを撤回できること
5. 個人情報の保護について
6. 結果の公表について
7. その他 ( ) ※追記する項目がない場合は削除してください。  
(必要に応じて項目の文言の変更・追加・削除をしてください。  
依頼説明書と同意書の項目順番を対応させてください。)

年 月 日

施設長署名

---

(下記は、必要に応じて追加してください)

説明者

署 名

---



順天堂大学大学院医療看護学研究科  
(研究者名) 殿

撤回書

研究課題名

「・・・・・・・・病棟における・・・・・・・・」

私は上記研究への参加に同意しましたが撤回します。  
私に関する全てのデータは使用しないようお願いします。

同意撤回日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名： \_\_\_\_\_

順天堂大学大学院医療看護学研究科  
(研究者名) 殿  
(調査対象者の所属長からの撤回書が必要な場合)

撤回書

研究課題名  
「・・・・・・・・病棟における・・・・・・・・」

私共は上記研究への参加に同意しましたが撤回します。  
私共に関する全てのデータは使用しないようお願いします。

同意撤回日： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

施設長署名： \_\_\_\_\_

[規程第 12 条第 2 項に定める報告書：A 4 縦]

研究等終了報告書

年 月 日

順天堂大学大学院医療看護学研究科長 殿

主任研究者氏名

㊦

下記の通り研究等が終了しましたのでご報告いたします。

受付番号 \_\_\_\_\_

課題名 \_\_\_\_\_

分担研究者名 \_\_\_\_\_

研究等の概要

## 順天堂大学大学院研究スタッフに関する規程

[平成26年7月1日 規第平26—1号]

### (目的)

第1条 この規程は、本学大学院（以下「本大学院」という。）における研究プロジェクト等の学術研究活動を一層活発に推進させるために採用するポストドクトラル・フェロー（以下「PD」という。）及びリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）等の研究スタッフについて、必要な事項を定める。

### (研究プロジェクト等)

第2条 研究プロジェクト等とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本学及び本大学院の研究センター・研究所で行う研究プロジェクト
- (2) 公的資金等による研究プロジェクト・共同研究事業
- (3) 寄付（講座）による研究プロジェクト
- (4) その他学長が必要と認めた研究プロジェクト

### (研究スタッフの資格)

第3条 この規程に定める研究スタッフは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) PD：博士の学位を有する者で、採用年度の4月1日現在で35歳未満の者
- (2) RA：本大学院博士課程又は博士後期課程に在学する者
- (3) 前号の他、研究科長が必要と認める者

### (業務)

第4条 研究スタッフは、研究プロジェクト等の責任者の指示・監督のもとに、一定の業務を分担し、あるいは必要な補助業務を行う研究補助者として研究に従事する。

### (採用)

第5条 研究スタッフの採用は、研究プロジェクト等の責任者の申請に基づき研究科長の推薦により学長が決定する。

### (採用期間)

第6条 研究スタッフの採用期間は、採用年度末までとする。ただし、研究プロジェクト等が終了するまでの間は、学長の承認に基づき年度毎に更新することができる。

### (手当)

第7条 研究スタッフに採用された者には、別に定める手当を支給する。

### (採用の取消)

第8条 研究スタッフが次の各号の一に該当するときは、学長は採用を取消することができる。

- (1) 研究プロジェクト等の責任者の指示に従わず、研究業務を怠ったとき。
- (2) RAが長期欠席、休学又は退学したとき。
- (3) 研究スタッフが辞退を申し出たとき。

### (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院各研究科委員会の議を経、理事会の承認を得て学長が行う。

### 附 則

- 1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、順天堂大学医学部研究スタッフに関する規程及び順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科研究スタッフに関する規程は、廃止する。

# 順天堂大学大学院協力研究員規程

[ 平成26年7月1日 規第平26—2号 ]

## (目的)

第1条 この規程は、本学大学院(以下「本大学院」という。)研究科の研究活動を一層活発に推進することを目的として、他の研究機関との交流及び当該研究科以外の専門家の協力を得るために配置する協力研究員について必要な事項を定める。

## (協力研究員の定義)

第2条 協力研究員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 他の研究機関又は大学等に本務を持つ者で、本大学院の教室、講座又は研究室(以下「教室等」という。)の責任者の要請により、一定の期間本大学院において研究を行う者
- (2) 本学専任教職員で、その所属する学部又は研究科以外の研究科の教室等の責任者からの要請により、一定の期間要請した教室等の責任者の研究科において研究を行う者

## (任用手続)

第3条 教室等の責任者は、協力研究員の任用を希望するときは、所定の申請手続きにより、所属する研究科の長(以下「研究科長」という。)に願い出て許可を受けなければならない。ただし、前条第2号の場合には、当該専任教職員の所属する学部又は研究科の長の同意を得るものとする。

## (任用期間)

第4条 協力研究員の任用期間は1年間とする。ただし年度途中で任用する場合は、許可のあった日から年度末までとする。期間延長の必要があるときは、年度末においてあらかじめ期間の更新を研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

## (研究報告)

第5条 協力研究員は、研究科長からその研究成果について報告を求められたときは、教室等の責任者を経て、すみやかに報告しなければならない。

## (施設の利用)

第6条 第2条第1号に定める協力研究員は、本学図書館及び研究施設の利用について、学内諸規則を遵守して教員に準ずる便宜の供与を受けることができる。ただし、福利については、適用を受けられない。

## (任用の取消し)

第7条 協力研究員が本学の名誉を傷つけるなど、協力研究員として不相当であると研究科委員会において認められたときは、期間中であっても任用を取り消すことがある。

## (給与)

第8条 第2条第1号に定める協力研究員は、すべて無給とする。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院各研究科委員会の議を経、理事会の承認を得て学長が行う。

## 附 則

- 1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、順天堂大学大学院医学研究科協力研究員規程は廃止する。

順天堂大学大学院医療看護学研究科  
博士前期課程科目等履修生規程

[ 平成21年4月1日 規第平20—7号 ]  
改正 平成26年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、順天堂大学(以下「本学」という。)大学院学則(昭和34年規第34—1号)第29条の3第3項及び順天堂大学大学院医療看護学研究科規程第4条の規定に基づき、医療看護学研究科(以下「本研究科」という。)博士前期課程における科目等履修生(以下「履修生」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第3条 履修生を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、所定期間内に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(本研究科所定のもの)
- (2) 健康診断書
- (3) 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書
- (4) 履修科目計画書
- (5) その他必要と認める書類

(出願の期間)

第4条 出願期間は、入学を希望する時期により、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 前期 前年度の2月1日から2月末日まで
- (2) 後期 当該年度の8月1日から8月末日まで

(入学者の選考)

第5条 入学者の選考は、書類審査及び面接結果を総合的に判定して行い、本研究科委員会の議を経て、学長が合否を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第6条 合格の通知を受けた者は、所定期日までに本研究科所定の書類を提出し、入学金及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学時期)

第7条 履修生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(履修期間)

第8条 履修期間は、1年間(履修を許可された授業科目の開講期間)とする。

(単位の授与)

第9条 履修を許可された授業科目について、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。  
2 履修生として修得できる単位は、10単位を上限とする。

(単位取得証明書)

第10条 履修生の単位は、その請求により単位取得証明書を交付する。

(検定料、入学金及び授業料)

第11条 入学検定料、入学金及び授業料は別に定める額とする。  
2 一旦納付された入学検定料、入学金及び授業料は、一切返還しない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、履修生に関し必要な事項は、大学院学則及び医療看護学  
研究科規程を準用するものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長に諮り、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(裏面)